

奨学金返還支援補助金の受付を開始します！

(今年度からオンライン申請が可能になりました！)

主催	加古川市									
日時	申請期間 令和8年9月1日（火）から11月10日（火）まで									
内容	中小企業等と大手企業の賃金格差に対する経済的支援と、若者勤労者の市内定着及び転入の促進を目的として、加古川市内に居住し、かつ、中小企業等へ就職（正規雇用及び正規に準ずる雇用）された方が返還する奨学金の一部を補助します。 <u>【令和8年度の主な変更点（申請者の利便性向上）】</u> ・紙申請からオンライン申請に変更 ・補助対象期間を「4月から翌年3月まで」から「1月から12月まで」に変更 ※昨年度までは、申請者は3月末の奨学金返還を確認後、約1週間程度の期間内（例：4月6日㍻）に実績報告書を市に提出しなければならず負担が大きかったが、期間を変更することで実績報告書の提出期間を約1ヶ月間設けることとした。 1 補助内容 <table><tr><th>令和8年12月1日 時点の勤務地</th><th>補助率</th><th>上限額</th></tr><tr><td>加古川市内</td><td>2分の1</td><td>年9万円 (月1万円)</td></tr><tr><td>加古川市外</td><td>4分の1</td><td>年4万5千円 (月5千円)</td></tr></table> ※最大72カ月まで補助 2 補助対象期間 令和8年4月から12月まで（令和8年度は最大9カ月） 3 補助対象要件 （1）～（9）の要件を全て満たす方 （1）大学（短期大学・大学院を含む）、高等学校、高等専門学校、専修学校（専門課程）に進学し、在学中に独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第1種・第2種）の貸与を受けた方 （2）月賦または月賦・半年賦併用により返還期日の到来した奨学金をすべて返還している方 （3）令和9年3月31日時点で40歳未満の方 （4）令和8年11月1日現在において市内に住所を有し、かつ現に居住している方 （5）次のア・イのいずれかに当てはまる方 ア 平成30年4月1日から令和8年10月31日までの間	令和8年12月1日 時点の勤務地	補助率	上限額	加古川市内	2分の1	年9万円 (月1万円)	加古川市外	4分の1	年4万5千円 (月5千円)
令和8年12月1日 時点の勤務地	補助率	上限額								
加古川市内	2分の1	年9万円 (月1万円)								
加古川市外	4分の1	年4万5千円 (月5千円)								

	に、中小企業等に正規雇用され、かつ、令和8年12月1日まで継続して正規雇用される方 イ 平成30年4月1日から令和7年10月31日までの間に、中小企業等で<u>正規に準ずる雇用（注1）</u>となり、かつ、令和8年12月1日まで継続して正規に準ずる雇用となっている方のうち、正規雇用への転換を希望している方 <u>（注1）正規に準ずる雇用</u>とは、一週間の所定労働時間が20時間以上かつ正規雇用の4分の3以上である雇用形態 （6）次のア・イの合計が72箇月に達しない方 ア 令和6年度以前の奨学金返還支援補助金の交付を受けた月数に2を乗じた月数 イ 令和7年度以降に奨学金返還支援補助金の交付を受けた月数 （7）兵庫型奨学金返済支援制度以外の奨学金返還補助を受けていない方 （8）暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しない方 （9）加古川市税を滞納していない方 4 対象となる中小企業等 （1）社会福祉法人 （2）資本金の額（出資の総額）が3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の法人 及び 個人 ※保険業法に規定する相互会社、国、地方公共団体、その他公共法人等は対象外 （ 恒例 ）
対象（参加者）	補助対象要件を全て満たす方
申込先・方法	かこがわオンライン申請システムで申請

目的・背景 その他	中小企業等と大手企業の賃金格差に対する経済的支援と、若者勤労者の市内定着及び転入の促進を図る。
市ホームページ	掲載予定（8月28日）
広報かこがわ	9月号に掲載



加古川市 産業振興課 労政・工業振興係 （担当：竹嶋・根本）
☎079-427-3074（内線3152）

加古川市

市内在住で働く

若者の奨学金返還を支援します

奨学金返還支援補助金

補助額・期間

6年間で最大

72万円

補助額上限

市内勤務

月1万円

年間最大12万円

※令和8年度は最大9万円

市外勤務

月5千円

年間最大6万円

※令和8年度は最大4.5万円

※補助対象期間の変更に伴い、令和8年度の補助金額の上限は9カ月分となります。

対象かどうかチェック！

★各要件の詳細については
市ホームページでご確認ください



加古川市内に住んでいる



中小企業等で働いている



奨学金を返還している



令和9年3月31日時点で
40歳未満



申請期間

★申請は毎年度必要です

令和8年度から

オンライン申請が可能になりました！



くわしくはこちら▲

令和8年

9.1

火

令和8年

11.10

火

問合せ先：加古川市産業振興課 労政・工業振興係 079・427・3074

補助金受け取りまでの流れ

申請者から



オンライン申請

パソコンやスマートフォンから、かこがわオンライン申請システムで申請してください。

申請期間 2026.9.1(火)~11.10(火)

加古川市から



審査・交付の決定

審査後、交付または不交付の決定について通知します。

申請者から



実績報告・補助金請求

かこがわオンライン申請システムで12月までの奨学金返還実績を報告し、補助金を請求してください。

報告・請求期間 2027.1.5(火)~2.1(月)

加古川市から



補助金額の確定・支払

実績報告を基に補助金額を確定し、指定の口座へ補助金を振り込みます。

支払予定日 2027.3月下旬以降

よくある質問 Q&A

Q.どのように申請すればよいですか？

A.事前にかこがわオンライン申請システムの利用者登録を行ったうえで申請してください。

Q.加古川市へ転入予定ですが申請できますか？

A.令和8年11月1日時点で市内に住所を有する予定であれば申請可能です。

Q.中小企業等とはどのような企業ですか？

A.社会福祉法人や資本金等が3億円以下または従業員数300人以下の法人などをいいます。

Q.勤務先を退職しましたが補助金は受け取れますか？

A.申請時の勤務先を令和8年12月1日までに退職した場合補助金を受け取ることはできません。

Q.正社員ではありませんが申請できますか？

A.所定労働時間が週20時間以上かつ、正規雇用者の3/4以上の場合申請可能です。

Q.申請は毎年度必要ですか？

A.毎年度、申請期間内に申請が必要です。



かこのちゃん®加古川市

★くわしくは市ホームページをご確認ください。

加古川市 奨学金返還支援

